

平成十二年十二月一日提出
質問第七八号

「公益法人の設立及び指導監督基準の運用指針」に関する質問主意書

提出者 加藤 公一

「公益法人の設立及び指導監督基準の運用指針」に関する質問主意書

「公益法人の設立及び指導監督基準の運用指針」（平成八年十二月十九日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）に「既に設立されている法人において、本基準に適合しないものがある場合には、原則として、本基準の閣議決定日から三年以内に適合しなければならない」とあるが、主務官庁は、これらの法人について当該期間内に本基準の適合という結果を発生させるべき義務を負うか。

右質問する。